

徳之島町農業委員会

第 1 0 回定例会

議事録

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和6年10月15日（火）午前9時30分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

- 第1 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について（9件）
- 第2 議案第33号 農地法第5条許可取下げについて（1件）
- 第3 議案第34号 農地法第5条許可申請について（3件）
- 第4 議案第35号 農地地目変更申請議案（非農地・現況証明）について（2件）
- 第5 議案第36号 農地中間管理権及び利用権の設定について（1件）

4. 委員

	出席	13人	欠席	1人
--	----	-----	----	----

1番	出席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一
2番	出席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子
3番	出席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文
4番	出席	崎 田 広 光	11番	出席	内 博 行
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	出席	林 慶 造
6番	出席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法
7番	欠席	嘉 山 杏 奈	14番	出席	里 美 幸

5. 農地最適化推進委員

	出席	3人	欠席	1人
--	----	----	----	----

1番	出席	林 誠 一 郎	3番	欠席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	川 田 隆 博
主事	米 島 武勇幾

議長	おはようございます。只今より令和6年10月の農業委員会定例会を行いたいと思います。 本日は、7委員と2推進委員から欠席の報告を受けております。その他の委員は、全員出席と言う事で本会は成立します。 本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が9件、農地法第5条許可申請議案が3件、農地法第5条許可申請取下げ議案が1件、農地地目変更申請議案（非農地・現況証明）議案が2件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、合計16件です。署名委員は、9委員と11委員になっておりますので宜しくお願い致します。 議案は、一括して事務局が説明することに致します。補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。それでは議案32号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号62号から70号まで事務局より一括して説明をお願い致します。
事務局	事務局の方から説明致します。 受付番号62号、譲渡人が、母間の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、母間の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、70㎡。権利取得後の面積が、4,598㎡。農業の廃止で規模拡大です。 続きまして受付番号63号、譲渡人が、母間の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、母間の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、703㎡。権利取得後の面積が、3228㎡。農業の廃止で規模拡大です。 続きまして受付番号64号、譲渡人が、母間の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、1,675㎡。権利取得後の面積が、1,675㎡の農業廃止で規模拡大です。 受付番号65号、譲渡人が、伊仙町の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津〇〇〇〇。申請区分面積が、16,055㎡。権利取得後の面積が、146,897㎡。農業の縮小の規模拡大です。〇〇〇万円の反あたり、〇〇万円となっております。 受付番号66号、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、11,911㎡。権利取得後の面積が、17,244㎡。農業の廃止で規模拡大です。〇〇〇万円の反あたり〇〇万円です。

	受付番号67号、譲渡人が、亀津、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津、〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、6,362㎡。権利取得後の面積が、21,483㎡。これにつきまして、姉妹でありまして、農地の交換となっております。 同じく受付番号68号、譲渡人が、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、5,623㎡。権利取得後の面積が、5,623㎡。農地の交換です。 続きまして受付番号69号、兵庫県、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、諸田の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、1,529㎡。権利取得後の面積が、15,004㎡。農業の廃止で規模拡大です。〇〇万円の反あたり〇〇万円となっております。 続きまして受付番号70号、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、4,093㎡。権利取得後の面積が、4,093㎡で農業の廃止、農業の継承です。親子となっております。 審議の程、宜しくお願いします。
議長	これから議案32号について、質疑を行います。受付番号62号について、質疑のある方は挙手を持ってお願い致します。
事務局	補足なのですが、関連しますが、62号と63号なのですが〇〇〇〇さんの息子さんが、農地の整理をしたいと言う事で整理をしていた所、譲受人に農地を贈与する形になっています。この畑については、長年ずーっと〇〇さんと〇〇さんがやってる畑の一部となっております。宜しくお願い致します。
議長	他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号62号について許可する事に賛成の方の挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号63号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑はありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号6
議長	

	3号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。
事務局	続きまして受付番号64号について、質疑のある方は、挙手をお願い致します。
8委員	いいですか。〇〇君のお父さんは、池間の人で、その〇〇〇〇さんのいここになります。元々、〇〇さんのお父さんは池間の人で、その他にも畑があります。その畑も一緒にするだろうと思います。新規就農になってるけど他にも3反から4反ぐらいありますんで、以上です。 他にありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号64号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事に致します。
4委員	続きまして受付番号65号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。 宜しいですか。〇〇さんもう買って2年ですか。
事務局	2年7ヶ月経過するので、ちょっと〇〇さんもやってみたいんですが、ジャガイモとか作りたかったんですが、水はけが悪いとか色々あって今回・・・。
4委員	これ1年以内。
議長	普通1年以内よね。
事務局	毎回協議するんですが、決まったあれはないんですが、1年間は出来ないんじゃないかと言うのと、基本言われているのが3年3作って言うのが基本として、何か理由があればこの定例会に諮って売買出来るか協議してもらいたい

議長

と思います。

他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号65号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号66号について、質疑のある方は、挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号66号について、許可する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号67号・68号一括してやりたいと思います。質疑はございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号67号・68号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号69号について、質疑のある方は挙手を持って宜しくお願い致します。質疑が無ければ打ち切ります。採決します。受付番号69号について、許可する事に賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号70号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号70号について、許可する事に賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。

議長

	[全員挙手] 許可する事に致します。 次に議案33号、受付番号1号、農地法第5条許可取下げについて、事務局より宜しくお願い致します。
事務局	事務局の方から説明致します。手元の方にカラーの航空写真を載せておりますが、②の農地になります。受付番号1号、譲渡人が、大阪府、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が、亀津、〇〇〇〇〇。許可年月日が、令和6年2月15日に第9号で許可しております。許可受けた土地が、徳之島町亀津〇〇〇〇〇。取下げ理由につきましては、農地転用5条申請を行い許可を得て、居宅用の新築戸建の建設計画を予定しておりましたが、建築業者の方から連絡があり現地に行くと、掘り下げた土地に水が溜り数日間排水ポンプで汲み上げても状況は変わらず、建築物を建てられないとの判断に至りました。その事を土地所有者に説明し、契約の解除を了承して頂きました。一旦、登記したんですが取り消しをしている案件であります。審議の程、宜しくお願い致します。
議長	受付番号1号について、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を持ってお願い致します。
4委員	すいません。契約を解除した場合、〇〇さんに戻りますよね。
事務局	〇〇さんに、はい。
4委員	〇〇〇〇さんに戻るでしょう。そうしたら地目はどうなるんですか。
事務局	所有権変わる時は、地目はそのままで変わって、物が建った後に地目変更するのでその畑のままです。ちょっとまた後で出てくる案件で、また説明したいと思います。
議長	他にございませんか。無ければ採決します。受付番号1号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

	[全員挙手]
議長	許可する事に致します。 次に議案34号、農地法第5条許可申請について事務局より宜しくお願い致します。
事務局	事務局の方から説明致します。受付番号6号。譲渡人が、亀津の〇〇〇〇。譲受人が、花徳の〇〇〇〇〇〇さんです。不動産の表示が、徳之島町亀津〇〇〇〇〇〇。地目が畑で、変更後も畑。面積が、3129㎡。理由としまして、鹿児島県大島支庁徳之島事務所発注工事において、申請地の権利を設定し、現場事務所及び資材置き場を構築するための一時転用となっております。来年の3月いっぱいです。これにつきまして、写真載せていないんですが、今までも〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんがこの場所を一時転用で現場事務所として、〇〇〇〇の大原に抜ける町有地なんですけど使っているところです。 続きまして受付番号7号。譲渡人が、亀津の〇〇〇〇さん。譲受人が、福岡市、〇〇〇〇〇〇。不動産の表示が、徳之島町亀徳〇〇〇〇〇〇。面積が、914㎡です。この土地につきましては、現在進行中の〇〇〇〇〇〇の現場から距離が近く資材置場に適した土地であるためと言う事で、これにつきましても一時転用の継続で、以前亀徳〇〇〇〇〇〇で全員で確認した場所になります。その時の申請が、12月31日までの申請だったんですが、〇〇の工期の延長に伴い、来年の11月30日まで使わして欲しいと言う事の一時転用申請になっております。 続きまして受付番号8号。譲渡人が、大阪府、〇〇〇〇さん。譲受人が、亀津の〇〇〇〇〇〇。不動産の表示が、亀津の〇〇〇〇〇〇と、同じく〇〇〇〇〇〇。面積が、253平米と252平米。申請地を取得し、一般建売住宅を建築するためとなっております。これにつきましては、先程のカラー写真の①になります。以前、農地区域の除外の手続きがあがってきまして承認し、今回まだ手続き中なんですけど、5条の申請があがってきています。①の2画になっています。以上です。 審議の程、宜しくお願い致します。
議長	これより質疑に入りたいと思います。受付番号6号について、質疑のある方

	は挙手を持って宜しくお願い致します。
2委員	町有地で3反程、ずーっと耕作放棄地みたいになっています。行政・役場が持っている土地が永年に渡ってこう言う事じゃ良くないと思いますので、もし出来ましたら今回引き続いて畑かん工事で〇〇〇〇さんが使うわけですのでその後綺麗にして、この土地については町として、特に畜産農家は農地が不足しているので綺麗にした時点で、これを町として販売。具体的にこの土地を活用していった方がいいんじゃないかと思います。どうでしょうか。
事務局	今、〇〇委員からありましたように、総務課の財務係の方に今の事を伝えたいと思います。
4委員	参考までに、これ今10アールあたりどれぐらいの単価でみるのか。前、高すぎて負担金もあってそういうのが加算されて売れない。今は、どうなんですか。
議長	前は、〇〇万ぐらい。
4委員	少しさげないと売れない。
事務局	そう言う話しはきいております。
他委員	聞き取り不能。
議長	財産係と話しをした方が
他委員	聞き取り不能。
議長	他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号6号について、許可する事に賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。
	[全員挙手]
	許可する事と致します。
議長	続きまして議案7号について、質疑のある方は挙手を持って宜しくお願い致

します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。議案、受付番号7号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事と致します。

続きまして受付番号8号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号8号について、賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして議案35号。農地地目変更申請にういて、事務局より宜しく願い致します。

事務局

事務局から説明致します。カラー写真の2枚目をめくって頂きたいと思います。受付番号2号。花徳の〇〇〇〇〇。面積が、13797㎡。登記地目が畑。現況は原野。所有者が、〇〇〇〇さん。現地確認を、令和6年10月10日行っております。申請理由について、申請地は、平成元年頃から30年以上耕作しており、時々刈払いはしているものの草や木々が生い茂り原野化している。進入道路も狭く傾斜もあり、今後復元して農地として利用する計画がないためと言う理由となっています。これにつきましては、写真のとおり轟木集落から花徳に抜ける農免の上が山で、下が拡大図なんです、この〇〇〇〇さんの隣接する所に原野が18260㎡あります。ここ一帯がなっていまして、農地として使ってもなく、面積がちょっと大きいんですが、今回非農地と言う事で申請がきております。

続きまして受付番号3号。先程の一枚目の写真なんです、5条申請の取消案件になります。亀津の〇〇〇〇〇の441㎡。登記地目が畑で、現況は、雑種地。申請者が、〇〇〇〇さんです。これにつきましては、当初農用地区域外の農地であって、5条申請があり受付を致しました。この方の前所有者が、〇〇〇〇さんって言う方なんです、亡くなられてお子さんがいなかったと言う

事務局

	事で、姪っ子の〇〇〇〇さんが、令和2年11月に相続されたそうです。この方もずーっと大阪の方におられる方で、申請地を令和2年11月に相続しましたが、現在畑として利用していません。私は大阪存住で、徳之島に戻る予定もなく、今後も農地として利用する予定等もございません。私も70歳を迎え徳之島の財産を処分している状況です。当該地につきましては、周りに家が建っており農地として不向きと考えます。②の方で、左下に写真も付けておりますがこう言う状況です。審議の程お願い致します。
議長	これより質疑に入りたいと思います。議案35号の受付番号2号について、質疑のある方は挙手を持って宜しくお願い致します。
2委員	〇〇〇〇〇が向こうに出来たりします。この区域は、〇〇〇〇〇の土地とは何も関係ないの。山すそになってるから。
13委員	〇〇〇〇〇の轟木からずーっと農免走った所にあるんだけど、花徳の右側から〇〇〇〇始まりなんで、左側のはずれなわけ。面積大きいんですけど斜面の山になっています。
2委員	これ農地。
13委員	畑と言うか、山みたい。
議長	他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号2号について、承認する事に賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。 【全員挙手】 承認する事に致します。 続きまして受付番号3号について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手を持って宜しくお願い致します。質疑が無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号3号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 【全員挙手】

議長

承認する事に致します。

続きまして議案36号。農地中間管理権及び利用権の設定について、事務局より宜しくお願い致します。

事務局

事務局から説明致します。NO.1～NO.4の○筆となっております。これにつきましては、契約の変更になります。以前は、譲受人が、○○○○○さんが借りていましたが、これを受け手が○○○○○さんになります。10年契約していました、残りの5年2か月を継続して賃借致します。出し手が、NO.1が○○○○○さん。NO.2～NO.4が○○○○○さんになっております。面積の方が、13436㎡の反あたり○万です。

審議の程、お願い致します。

これから質疑に入りたいと思います。一括していきたいと思います。質疑のある方は、挙手を持って宜しくお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

以上を持ちまして、本日の定例会は終了致します。

令和6年10月15日

署名委員

武 島 光 子

内 博 行